

令和5年7月10日

第37回水俣市農業委員会

### 第37回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 新庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和5年7月10日  
開会 9時30分  
閉会 10時40分
- 3 出席委員  
農業委員 14名 1番 坂本 隆司 君 8番 中村 清治 君  
2番 松田 時義 君 9番 廣島 康雄 君  
3番 森口 信二 君 10番 松本 公昭 君  
4番 山澤 親徳 君 11番 淵上 正嗣 君  
5番 田畑 和雄 君 12番 前田 仁 君  
6番 金田一充章 君 13番 戸次 治夫 君  
7番 稲田 祐市 君 14番 元村 善二 君  
  
推進委員 13名 16番 蒔元 政廣 君 23番 山口 初憲 君  
17番 竹下 正治 君 24番 池田 郁雄 君  
18番 竹本 孝幸 君 25番 原田 隆義 君  
19番 山内 秋光 君 26番 森下 義孝 君  
20番 溝口 幸一 君 27番 下鶴 信雄 君  
21番 安田 昌一 君 28番 古里 君廣 君  
22番 坂口 新一 君
- 4 欠席委員  
農業委員 0名  
推進委員 1名 15番 平松 明子 君
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の選出  
第2 報告事項(1) 農地転用許可後の工事の完了について  
議第132号 農地法第3条の許可申請について  
議第133号 農地法第5条の許可申請について  
議第134号 農用地利用集積計画の申出について  
議第135号 非農地判定について  
議第136号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について  
議第137号 農地利用最適化推進委員の候補者について
- 6 農業委員会事務局  
局長 山村 良一  
次長 大川 尊  
主任 山内 哲郎  
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第37回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、14名です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、9番、廣島委員、10番、松本委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は13名です。 欠席者は、15番、平松委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、10番、松本委員にお願いします。</p>
<p>10番委員 (松本公昭君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長 (大川尊君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了についてでございます。 議案書は1ページになります。 2件ございます。 それぞれ、表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員、事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので御報告申し上げます。 報告事項の説明は以上となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第132号、農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
<p>5番委員 (田畑和雄君)</p>	<p>はい、議長。</p>

議 長	はい5番、田畑委員にお願いします。
5番委員	<p>議第132号、農地法第3条の許可申請について説明いたします。 番号1、譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書の3ページに記載のとおりです。 地目、台帳現況共に畑。 面積は、832㎡です。 譲受人の状況ですが、畑を11,578㎡耕作しておられます。 構成員は本人です。 専業で新規就農者です。 所有権移転で、利用目的は、果樹になります。 申請地は、議案書4ページです。 譲渡人の方が高齢で、もう出来ないということです。 現地調査を7月4日に、元村委員、山内委員、事務局2名、譲受人の5名で調査に行っていました。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件は満たしていると思われますので御審議の程、よろしく願いいたします。 説明終わります。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第132号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第132号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第133号、農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
6番委員 (金田一充章君)	はい、議長。

議 長	はい、6番、金田一委員にお願いします。
6番委員	<p>議第133号、農地法第5条の許可申請について番号1番を御説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請地の土地所在地は、議案書6ページの記載のとおりです。</p> <p>面積は324㎡。</p> <p>転用目的は個人住宅。</p> <p>転用理由は、譲受人が現在暮らしているアパートが子供も大きくなり、手狭になったため申請地に住宅を新築したいとのこと。</p> <p>申請地の場所は、7ページの地図のとおりです。</p> <p>予定配置図は8ページを御覧ください。</p> <p>現地調査を7月4日に、譲渡人、土地家屋調査士事務所の方、事務局2名、推進委員と私の6名で行いました。</p> <p>本件の農地は、2種農地であるため、他に利用できる土地が無いかという代替性の問題が生じますが、他2件あった周辺の候補地はいずれも売却の意向はなく、申請地のみが入手できる土地でした。</p> <p>生活排水は議案書8ページに記載のとおりです。</p> <p>資金計画も議案書記載のとおりです。</p> <p>以上、農地法第5条の転用許可基準の意に抵触しないと考えますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第133号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第133号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定します。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第134号、農用地利用集積計画の申出についてを議題といたします。</p> <p>まず、新規の1番、2番は私の担当ですので、私から説明します。</p>

<p>1 番委員 (坂本隆司君)</p>	<p>議第134号、農用地利用集積計画の申出についての1番、2番について説明いたします。</p> <p>議案書は、10ページになります。</p> <p>1番、貸人、借人、土地の所在は議案書記載のとおりです。3筆あります。</p> <p>地目、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積は、3筆合わせて2,390㎡。</p> <p>始期終期は、令和5年8月1日から令和10年7月31日まで、期間5年。</p> <p>利用目的、果樹、野菜。</p> <p>借賃は、記載のとおりです。</p> <p>申請地は、12ページを御覧ください。</p> <p>借人の方は、息子さんと営農する予定です。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p> <p>続きまして2番を説明します。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は記載のとおりです。</p> <p>地目、台帳現況共に畑です。</p> <p>面積が、588㎡。</p> <p>始期終期は、令和5年8月1日から令和10年7月31日まで、期間5年。</p> <p>利用目的は野菜です。</p> <p>借賃、利用権の種類は、議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は、13ページを御覧ください。</p> <p>借人の方は、規模拡大をしているところです。</p> <p>御家族2人で頑張っているところです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>14番委員 (元村善二君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、14番、元村委員に申し上げます。</p>
<p>14番委員</p>	<p>利用権の再設定について、御説明いたします。</p> <p>1番、貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は台帳現況とも畑です。</p> <p>面積が、2筆合計2,557㎡です。</p> <p>始期終期は、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの期間1年。</p>

	<p>利用目的は玉葱です。</p> <p>借賃、利用権の種類は、議案書記載のとおりです。</p> <p>デコハウスと玉葱を専門にやっておられます。</p> <p>場所は、14ページを御覧ください。</p> <p>現在は、緑肥のソルゴーを蒔いておられます。</p> <p>借人は、自宅の周辺全部、玉葱を作っておられます。</p> <p>約1町5反ほど作っています。</p> <p>専門ですので、何ら問題はないと思われます。</p> <p>よって、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願ひします。</p>
12番委員 (前田仁君)	はい、議長。
議長	はい、12番、前田委員にお願ひします。
12番委員	<p>引き続き、再設定の2番について、御説明いたします。</p> <p>貸人、土地の所在につきましては、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田で、面積は3筆合わせて1,733㎡です。</p> <p>始期終期は、令和5年8月1日から令和7年7月31日まで、2年間です。</p> <p>利用目的は稲作で、借賃、利用権の種類は、議案書記載のとおりです。</p> <p>借人の経営面積、従事者につきましても、議案書記載のとおりです。</p> <p>場所は、15ページを御覧ください。</p> <p>周辺には、稲作された水田が数枚あるだけで、その他は耕作放棄地となつていまして、荒れ放題です。</p> <p>現在、その辺りは、借人を含め、2名だけが水田耕作しているということでした。</p> <p>借人の方は、現在も元気に農作業をされていて、引き続き耕作したいということでした。</p> <p>農業従事日数も150日以上働いておられ、農繁期には、奥さんと息子さんがお手伝いされていますので、今後も何ら問題ないと思われます。</p> <p>よって、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしくお願ひします。</p>
10番委員 (松本公昭君)	はい、議長。

議 長	はい、10番、松本委員にお願いします。
10番委員	<p>利用権設定の再設定の3番について、説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書の11ページに記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田です。</p> <p>面積は、562㎡。</p> <p>始期終期は5年間で、令和5年8月1日から令和10年7月31日まで。</p> <p>利用目的は、水稻。</p> <p>借賃、利用権の種類、経営面積は、議案書に記載のとおりになります。</p> <p>従事者は、一人で頑張られています。</p> <p>仕事をしながらですので、従事日数はそれほどないんですが、仕事帰りに田に寄ったりして、一生懸命やっております。</p> <p>現地は、16ページを御覧ください。</p> <p>私も農業委員を15年やっておりますが、その前からお父さんの名前で借りられていたということで、今は息子に代替わりして中山間のメンバーとしても若い人です。</p> <p>以上ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の第3項の各要件を満たしていると思われますので、御審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第134号、農用地利用集積計画の申出については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第134号、農用地利用集積計画の申出については、承認することに決定いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第135号、非農地判定についてを議題といたします。</p> <p>本議題は、令和4年度に実施した利用状況調査において、再生利</p>

	<p>用が困難と判断した農地について、農地法運用通知により農地に該当しない旨判断を行うもので、調査を終えた17区の一部について、非農地の審議を行うものです。</p> <p>関係委員の、説明をお願いします。</p>
5番委員	はい、議長。
議長	はい、5番、田畑委員をお願いします。
5番委員	<p>議第135号、非農地判定について、1番から69番まで、139筆ありますので、地図で説明したいと思います。</p> <p>31ページから。</p> <p>ここは、山内委員と回ってきまして、非常に木が大きくてどうにもならないということで、道路の横なんですけど、雑木が酷くてどうにもできないという所です。</p> <p>次は32ページ、ここも木が大きくなって、とうてい農地では難しいという所になります。</p> <p>次の33ページは、地図上の右下は竹藪で、ちょっと酷くてどうにもできないだろうということです。</p> <p>真ん中の上から2番目は、ここも木が茂っておりまして、ちょっと無理だろうということで、本人は市内にいます。</p> <p>その上も竹藪になって、昔はみかん山だったんですが、どうにもできないという所です。</p> <p>34ページ、これは集落の構造改善の下と集落の間になりますが、ここも樫木が茂ってましてどうにもできません。</p> <p>次、35ページは、本集落に入ります。</p> <p>これをずっと行った所、すぐ下は川になっていますので、川の法面のような所ですね、これがそのまま残っていたということで、ここもどうにもできないという事です。</p> <p>次は36ページです。</p> <p>集落の上は、構造改善になりますので、構造改善以外の所で、大木が茂っているような状態です。</p> <p>37、38ページ、ここも木が生い茂っています。</p> <p>38ページは、集落に入る前の鉄橋の左側、鉄橋の法面の下あたりですね。</p> <p>ここ辺りが、竹と雑木を含めて、なん筆とありますが面積は小さいです。</p> <p>ここも全然できないということで、その下の方は私が苗床をしていますけど、その周辺ということになります。</p> <p>それと39ページ、鉄橋の手前から左にちょっと行った所の左下になります。</p> <p>ここはもともと水田だったんですが、全然この辺りはできないということで、すぐ下は川になります。</p> <p>次のページも同じ所で、これからその上になります。</p> <p>41ページも元々は田で、ここも木が生えてどうにもならないと</p>

	<p>ということです。</p> <p>42ページもこの上になります。</p> <p>ここも水田地帯だったのですが、この辺りは何十筆とあり、面積は小さい面積ですが、その下も一緒です。</p> <p>次は44ページです。</p> <p>このところは、判定が難しいところでしたが、雑木は生い茂っており非農地ということで判定しております。</p> <p>次に45ページで、ここも竹、雑木が生い茂っております。</p> <p>次は、46ページです。集落の上の方になります。</p> <p>構造改善の道の周りで、ここも竹と雑木で生い茂っております。</p> <p>ここは、構造改善には入っておりません。</p> <p>47ページは、ここは、元々みかん山だったのですが、今は、大きい雑木が生えております。</p> <p>次に48ページも雑木が生い茂っております。</p> <p>次に49ページで、ここは、事前通知後に草払いをされており、一部非農地から外れております。</p> <p>最後の50ページになります。</p> <p>ここは、みかん山でしたが、竹が生い茂っており農地には無理ということです</p> <p>これで、一応、全部回って農地には復元が無理ということで判定しました。</p> <p>御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第135号、非農地判定については、非農地として通知してよろしいでしょうか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第135号、非農地判定については、農地法第2条第1項の農地には、該当しないため、非農地として通知いたします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議第136号、令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>

事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議第136号、令和5年度の最適化活動の目標の設定等についてを御説明をいたします。</p> <p>議案書は51ページから60ページまでとなっております。こちらは、毎年議案として御説明しているものになります。それでは、主なものについて順次説明させていただきます。まず、52ページを御覧ください。</p> <p>ローマ数字のⅠ、農業委員会の状況でございます。</p> <p>こちらは、農林業センサス及び現状を基に記載をするようになっております。</p> <p>1番の農業委員会の現在の体制及び2番の農家・農地等の概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>53ページを御覧ください。</p> <p>Ⅱ最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積、①現状及び課題の表を御覧ください。</p> <p>管内の農地面積(A)、853haに対しまして担い手等への集積面積は、215haとなりまして、集積率は25.2%となっております。</p> <p>次に②の目標の表を御覧ください。</p> <p>農地の集積の目標年度ですが、県の農業振興地域整備基本方針に合わせて令和11年度を目標年度とし、集積率は、国の局長通知により80%を目指すとなっております。</p> <p>中段の新規集積面積は、10haとなっておりますが、これは昨年度の実績を踏まえた数字となっております。</p> <p>ただし、目標達成のためには、次年度以降からは、この数倍の目標を設定しないと80%到達は難しいと考えられます。</p> <p>次に(2)遊休農地の解消で①現状及び課題ですが、令和4年度末時点の遊休農地面積は210haとなっており、うち緑区分につきましては、115ha。</p> <p>黄区分につきましては、95haでした。</p> <p>②目標のアのa緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和3年度が基準年度となっております、表の2段目解消目標面積は、25haとなっております。</p> <p>同じくb黄区分の遊休農地の解消については、関係機関と協議のうえ、解消を図ることと設定をさせていただきました。</p> <p>なお、イ、新規発生遊休農地の解消につきましては、前年度に新規に発生した緑区分の遊休農地に関しましては、全て解消するようとなっておりますのでその数値につきましては、11haと設定させていただきました。</p> <p>続いて54ページを御覧ください。</p> <p>(3)新規参入の促進、①現状及び課題につきましては、水俣芦北地域の1市2町及び熊本県等とプロジェクトチームを作り、新規</p>

	<p>就農者の相談会等に取り組んでいることで記載のとおりの方の数の参入者の実績となっております。</p> <p>②の目標につきましては、表の2段目、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表をする農地の面積につきましては、3.3haとなっております。</p> <p>次に2、最適化活動の活動目標の(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1人当たりの活動日数につきましては、前年度と同様の月6日としております。</p> <p>前年度の実績につきましては、皆様の平均で4.5日でしたので、今年度は、より細かく記録をとっていただければと思います。</p> <p>次に(2)活動強化月間の設定目標と(3)新規参入相談会への参加目標につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>内容は前年度と同じ内容となっております。</p> <p>次に55ページから59ページにつきましては、昨年度の実績でございますが、個別の説明につきましては、割愛させていただきますが、1点59ページを御覧ください。</p> <p>59ページの一番最後の推進委員等の点検・評価結果の表がございますが、こちらにつきましては、各委員個人の農地の集積、遊休農地解消、新規参入のための所有者等から同意を得た面積の達成状況に応じた点数と月の活動平均に応じた点数を合計した点数により評語が決定されるものでございます。</p> <p>今回から、実績として公表されることとなっておりますので、御承知をお願いします。</p> <p>以上、目標等につきまして、説明申し上げました。</p> <p>なお、この目標等につきましては、事前に熊本県農業会議に確認を行っていただいた上で、農業委員会等に関する法律第37条の規定により公表することとされておりますので、今後、ホームページ等での公表等を行う予定でございますので、申し添えます。</p> <p>つきましては、御審議、御承認の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
議 長	私の方から、一つ質問ですが、二毛作について自分で水稲した後、玉ねぎを耕作するために人に貸す場合も、利用権設定をした方が、いいのか。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	水稲の裏作の場合も、利用権設定をお願いします。
議 長	他に御質疑、御意見はございませんか。

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第136号、令和5年度最適化活動の目標の設定等については、本案のとおり決定してよろしいでしょうか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第136号、令和5年度最適化活動の目標の設定等については、本案のとおり決定いたします。 次に移ります。 議第137号、農地利用最適化推進委員の候補者についてを議題といたします。 なお、この案件の候補者である山澤委員と、松本委員は、議事に参与することはできませんので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、山澤委員と、松本委員の退場をお願いします。
	(山澤委員、松本委員退場)
議 長	この案件につきましては、7月3日に私と松田副会長、各区域から田畑班長、廣島班長、戸次班長、前田班長、中村班長の7名で選考委員会を開催し、事前に候補者選定しております。 選考過程、選考内容等について、事務局より説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい事務局次長。
事務局次長	議第137号、農地利用最適化推進委員の候補者について、御説明いたします。 議案書は、61ページから65ページになります。 まずは、62ページを御覧ください。 こちらに記載の16人の中から14人を選考させていただきました。 右から2番目の候補者の欄に選と記載されている方が選考された方となります。 候補の際は、18名の方がいらっしゃいましたが、1名の方が辞退、1名の方は農業委員に選出されましたので、16名からの選考となっております。 農業委員に選出された方は、65ページを御覧ください。 65ページに農業委員、農地利用最適化推進委員対照表を参考資料として添付させていただいております。 地域別の農業委員、推進委員をそれぞれ併記しておりますので、参考に御覧ください。

選考の過程経過について御説明をいたします。

7月3日に市役所3階会議室におきまして、水俣市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催いたしました。

なお、農地利用最適化推進委員の法的欠格要件である破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者に該当する方は、事務局で本籍地に確認を行った結果、該当する方はいらっしゃいませんでした。

そのため、法的要件に関しては、全員クリアしていたことを御報告いたします。

63ページを御覧ください。

選考委員会におきましては、どのように評価するのかを決定する必要がありますので、農業委員会農地利用最適化推進委員評価要領について、審議し了承をされたところです。

内容について簡単に御説明いたします。

まず1番、評価書類等ですが、上から4行目と5行目です。

推薦書、応募書類のみで評価し、事務局独自の人物調査は行わないとしているところです。

続いて2番、評価委員会ですが、会長、副会長及び各区域班長により審議いただきました。

次に3番、評価の方法ですが、まず(1)、候補者の地域割りを実施いたしました。

これは、記載のとおり農地利用最適化の推進業務に関しては、農業委員も同様に活動を行っていくこととしているため、すでに決定している農業委員の地域と重複しないよう地域バランスを重視いたしました。

次に(2)、客観的な評価において点数化を行い、(3)の総合的な評価におきまして、地域バランスを重視しつつ客観的な評価を踏まえた上で、合議により総合的に推進委員候補者を選考しております。

客観的な評価につきましては、64ページを御覧ください。

別記1の表となります。8項目について点数化を行ったところです。

この評価項目や点数の配分等につきましては、評価委員会の中でも項目の要、不要等、様々な御意見をいただきました。

今回の改選に向けましては、概ね1年程前には事前に評価項目や、点数配分等について、これまで行っていなかった農業委員の皆様、代表者の方と時間をかけて検討するとしたところでございます。

なお、前回まではこれに加えて、主観的項目として人柄とか信頼性等の項目がございましたが、判断に苦慮する場面もありましたことから、主観的項目につきましては、削除をしております。

65ページを御覧ください。

これらを踏まえて審議いただいた結果、農業委員の地域性を配慮して推進委員を選考した次第でございます。

なお、市街地区域は、定数4人に対して4人の応募しかありませんでしたが、上から2番目の委員につきましては、出身区は8区で

	<p>すが、2区、3区、19区、22区出身の委員がおりませんでしたので、そちらの地域の推進委員として選考しております。</p> <p>また、袋、月浦地区につきましては、定数3人に対し、4人の候補者がおられました。地域性を鑑みた際に17区が2人に対し3人となりましたので、17区内での地域性、客観的評価による点数の順番によりまして、記載の2名を選考することになりました。</p> <p>同じく、定数3人に対して4人の候補者となりました。東部地区につきましては、12区、13区が競合する形となりましたが、農業委員が12区出身の方となりましたので、地域性に鑑みまして、13区の方を選考いたしました。</p> <p>湯出・長崎地区と久木野地区につきましては、定数どおりの候補者数でしたので、そのままの選考となります。</p> <p>農地利用最適化推進委員の候補者についての説明は以上となります。</p> <p>御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局から説明がありましたとおり、市街地地区4名、袋・月浦地区3名、東部地区3名、湯出・長崎地区2名、久木野地区2名の農地利用最適化推進委員候補者を選考しましたが、候補者について、これより審議に入りたいと思います。</p> <p>当該候補者について、何か御質疑、御意見はございませんか。</p>
	(なしと言うものあり)
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第137号、農地利用最適化推進委員の候補者については、本案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第137号、農地利用最適化推進委員の候補者については、本案のとおり決定いたします。</p> <p>なお、候補者については、7月20日の第1回会議において新たな農業委員会が委嘱するということになりますので、申し添えます。山澤委員と松本委員の入場を認めます。</p>
	(山澤委員、松本委員入場)
議 長	<p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第37回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員